

船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年2月16日 09時15分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋埼北方沖 尻屋埼灯台から真方位352° 11.1海里付近 （概位 北緯41° 36.8′ 東経141° 25.7′）
インシデントの概要	油タンカー雄将丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年2月19日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 雄将丸、999トン
船舶番号、船舶所有者等	133688、吉野谷海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、二級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、平成30年2月14日20時40分ごろ茨城県鹿島港を出港し、北海道室蘭市室蘭港に向けて尻屋埼北方沖を北進中、16日09時15分ごろ主機冷却海水ポンプが停止した。</p> <p>本船は、主機を停止し、機関長が、直ちに主機冷却海水ポンプを点検したところ、同ポンプのモータシャフトが回らなかったため、主機の運転を断念し、手配したタグボートにえい航され、17日08時30分ごろ北海道函館港に着岸した。</p> <p>本船は、通常、主機冷却海水ポンプのモータシャフトのベアリングを2～3年ごとに取り替えていた。</p> <p>本船は、主機冷却海水ポンプのモータシャフトのベアリングを平成27年5月に交換しており、次回の交換を平成30年5月に予定していたが、交換する前に同ベアリングが焼損した。</p>
分析	<p>本船は、尻屋埼北方沖を北進中、主機冷却海水ポンプのモータシャフトのベアリングが焼損したことから、同ポンプが停止し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機冷却海水ポンプのモータシャフトのベアリングは、経年使用により焼損した可能性があると考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、尻屋埼北方沖を北進中、主機冷却海水ポンプのモータシャフトのベアリングが焼損したため、同ポンプが停止し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機冷却水系統は、定期的に点検し、劣化している部品は早期に交換すること。・ ポンプの消耗品は、運転時間又は経過期間に応じて交換すること。